

7. ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、18歳未満の子どもを養育している方に支給されます。(お子さんに障がいのある場合は20歳まで)

ただし、所得制限(扶養義務者を含む)があります。

<支給月>

該当すると下記のとおり支給されます。

1月、3月、5月、7月、9月、11月

引き続き受給するためには、毎年8月に所得状況届の提出および面談が必要です。

※金額は別途お問い合わせください。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

ひとり親家庭等医療費助成

18歳(満18歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育している、ひとり親とお子さんの医療費の一部を公費で負担します。

<助成内容>

医療機関で支払った保険診療の自己負担分のうち、同一受診月毎に1世帯の自己負担額を合計して1,000円を超えた場合、1,000円を超えた額を助成します。



問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

子育てと両立させながら、自分に合った職場で安心して働きたい、そんなひとり親の方々を全力で応援します。経験豊富な相談員が時間をかけて面談し、一人一人の適性、条件に合った働き方を提案します。応募書類の添削、採用面接対策や、自立のための「母子・父子自立支援プログラム」の策定等きめ細かなサポートを行います(無料)。

◇受付時間

月曜日～金曜日9時～17時(祝日、年末年始を除く)

※時間がとれないひとり親の方のため、土曜日、日曜日、夜間も対応します(要事前予約)。

※出張面談も可能です(要日程調整)。

◇ホームページ:<https://support-tonet.net/>

問合せ先:福島県母子家庭等就業・自立支援センター ☎0120-650-110

母子・父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や子どもの修学などに必要な資金を借りることができます。母子・父子自立支援員が資金の借入や償還の相談に応じます。貸付の種類には、修学資金・生活資金・修学支度資金など12種類の内容があります。

問合せ先:会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎0242-29-5278

福島県自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険の適用を受けられない母子家庭の母または父子家庭の父が就職に役立つ講座を受講した際に受講費用の一部を助成する制度です。

受講開始前に、事前に相談する必要があります。

問合せ先:福島県子ども未来局児童家庭課 ☎024-521-7176

福島県高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するために専門的な資格取得(看護師や介護福祉士等)を目的とし、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給する制度です。

事前に相談する必要があります。

問合せ先:福島県子ども未来局児童家庭課 ☎024-521-7176

夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」

ひとり親世帯で就学に関して経済的に困難な生徒に月額 3 万円を支給します(返還不要・他制度と併用可)。

- ◆全国で 400 名程度
- ◆対象:中学 3 年生、高校等1~3年生
- ◆詳細は「全母協」で検索してください。

問合せ先:一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

母子・父子自立支援員

母子・父子自立相談員が、ひとり親家庭の自立へ向けた様々な相談を受付けています。例えば、ひとり親家庭への貸付金の相談や子育ての悩みなど。

また、就業相談や求人情報の提供等を行う「ひとり親家庭就業支援専門員」も配置しております。

問合せ先:会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム☎0242-29-5278